

小学校統合整備審議会設置要綱

(設置)

第1条 板柳町立小学校の統合に必要な調査及び審議を行うため、板柳町立小学校統合整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、板柳町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 統合小学校の教育方針に関すること。
- (2) 統合小学校の施設整備に関すること。
- (3) 統合小学校の教育環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、小学校統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 児童生徒保護者の代表者
- (2) 教職員の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 教育に関して識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員を補充することができる。ただし、補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後に最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。